



令和 7 年度 上越市立春日中学校

いじめ防止基本方針

I 春日中学校のいじめ防止に懸ける決意と構え

「いじめ」は、生徒の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為である。当校は、平成 7 年 11 月 27 日に生徒がいじめを苦にした内容の遺書を残して自らの命を絶つという痛ましい出来事を経験している。

春日中学校に勤務する我々教職員は、この出来事を決して風化させず、教訓として持ち続け、いじめを許さない学校づくりという重大な責務に使命感をもって取り組む。

そのために、「いじめアンケート」(月 1 回)や「週の振り返り」(週 1 回)、生活アンケート、学校評価の結果を踏まえ、PDCA マネジメントサイクルで適宜、改善を図り、全職員が全力で粘り強く取り組む覚悟をもって、「未然防止」、「早期発見」、「即時対応」を推進する。「いじめ」はすべての生徒が関係する重大な人権侵害問題であるという認識に立ち、いじめを認知した場合は、被害者を全力で守るという共通認識のもと、全職員が情報を共有し、対応を共通理解した上で、解消に向けた共通実践を遂行する。

いじめを絶対に許さない学校としての教育効果を上げるため、教育委員会に加え、学校運営協議会及び保護者、地域の関係機関と積極的に連携していじめ防止に全力で取り組む。

SNS 等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を知ったときに心身に苦痛を感じる^{がいぜんせい}蓋然性の高いものを「いじめ類似行為」とし、いじめと同様に扱う。蓋然性とは「多分そうなるだろう」という可能性の程度のことをいう。なお、本人がいじめ類似行為に気付いていない場合には、そのことを伝えるかどうかは、保護者と学校が相談をして決める必要がある。

II 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第 2 条)

具体的ないじめの態様の例 (国の基本方針)

- ・ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

具体的ないじめ類似行為の例 (県の基本方針)

インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らされずにいたとしても、その行為を本人が知った時に、いやな思いをする可能性が高い場合等

Ⅲ 「いじめ」防止等対策委員会の設置

1 未然防止、早期発見のための構成員と任務

校長及び生徒指導部（教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、）学年主任、スクールカウンセラーが、本校におけるいじめ防止基本方針の作成、推進、改善を行う。

【春日中学校いじめ防止等対策委員会】

校長	教頭	生徒指導主事	1 学年主任	2 学年主任	3 学年主任
1 学年生徒指導担当	2 学年生徒指導担当	3 学年生徒指導担当	養護教諭		
特別支援教育コーディネーター	スクールカウンセラー	他			

2 いじめ発生後の対応のための構成員と任務

1 の構成員に加え、該当学級の担任、当該学年の職員、該当学年の PTA 役員等、校長が必要と認めた者が対応を協議し、組織的に対応する。

Ⅳ 「いじめ」問題対策

1 未然防止の取組

- (1) 互いの考えを尊重し、学び合い、進んで学習に取り組む生徒の育成。
 - ① 「学び合い」を通して、互いの良さを認め合う授業を推進する。
 - ② 授業のユニバーサルデザイン化を図り、どの生徒にとっても興味深く分かりやすい授業を工夫することで自己肯定感を高める。
 - ③ サポート学習の実施により、個別または小集団での丁寧な学習支援を充実させ、基礎学力の定着を図る。
- (2) いじめや差別を許さない生徒集団の育成。
 - ① 全教育課程を通じた道徳教育と人権教育、同和教育を推進して、自他を尊重する態度を育てる。また、生徒が主体的にいじめ問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。
 - ② いじめ見逃しゼロ強調月間を設定し、道徳教育および特別活動において、系統的に学習プログラムを策定していじめ防止の取組を充実させる。
 - ③ 中学校区の小学校と生徒会が連携して「いじめ見逃しゼロスクール集会」を実施し、中学校区で一貫した、いじめを許さない心や態度を育成する。
 - ・いじめ見逃しゼロスクール集会 令和 5 年 11 月 27 日（月）
- (3) 安心して生活できる学級、学年の実現と仲間との絆づくりを深めるための特別活動の充実。
 - ① 生活の基盤となる居心地のよい学級組織とルールづくりを進め、徹底を図る。
 - ② 各種行事を核とした 4 つの「章」（教育期）とその目的や目標を設定し、達成のための具体的な活動を通して、思いやりやコミュニケーション能力の育成を促す。
 - ・第 1 章：体育祭
 - ・第 2 章：合唱祭
 - ・第 3 章：いじめ見逃しゼロスクール集会
 - ・第 4 章：卒業式
- (4) 規範意識を高め、正しい判断ができる生徒の育成。
 - ① 中学校区の小学校と「小中一貫教育プロジェクトかわり部会」を組織し、社会性育成の取組を推進する。
 - ② 他者の人権を侵害する行為について、毅然とした生徒指導ときめ細やかな個別支援を組織的に行い、規範意識の高い生徒集団づくりを推進する。
 - ③ 生徒の実態を把握し、情報モラル学習を実施してネットいじめを許さない意識の醸成を図る。
- (5) 自ら進んで集団に貢献し、そのことに喜びを感じられる生徒の育成。
 - ① 専門委員会活動や学級の係活動を重視し、自己の役割を果たすとともに、集団に貢献する経験を通して自己肯定感を高める。
 - ② 春日山保全活動や総合的な学習の時間における地域貢献活動等を通して、地域住民の一員としての自覚を育むとともに、他者や地域に貢献する喜びを感得させ、思いやりの心を育む。

(6) 自律的で健康的な生活を送る生徒の育成。

- ① 中学校区「小中一貫教育プロジェクトすこやか部会」が主催する健康づくり講演会やワークショップ等の活動を通して、保護者や地域、教職員が一体となって生徒の健康な心身の育成に取り組む。
- ② 家庭及び春日地域青少年育成会議と連携し、生徒の心を蝕むメディア使用の防止の取組を推進する。

(7) 地域と連携した取組。

- ① 「いじめ見逃しゼロスクール集会」を中核とした「いじめ見逃しゼロ運動」に学校運営協議会など地域の協力を得て、地域ぐるみでいじめ防止の取組を推進する。また、春日地域青少年育成会議主催の「さわやかあいさつ運動」に積極的に協力し、地域ぐるみのあいさつ運動を展開する。
- ② スマートフォンやパソコン、通信型ゲーム機等の取扱い（画像データのアップロード、誹謗中傷する書き込みなど）に関する指導の徹底を図る。春日地域青少年育成会議と協働して、スマートフォンや携帯、ゲームなどの使用に関する約束事を作成する等、保護者や地域住民への啓発活動を行い、地域ぐるみで子どもの健全育成に取り組む姿勢を要請する。
- ③ PTA や春日地域青少年育成会議と連携し、日頃から家庭において、いじめを許さないなどの規範意識を醸成できるように、また、保護者が我が子の前で他の生徒を批判するなど、いじめを誘発・助長する可能性がある言動をしないように啓発する。

2 早期発見の取組

(1) 生徒の観察を通して情報収集に努める。

- ① 一人一人の生徒の表情、言動を見取り、積極的に生徒に声を掛ける（関わる）姿勢をもつ。得た情報は直ちに複数職員に報告し、職員間で共有する。
- ② 欠席・遅刻・早退の確認、朝の健康観察を確実に行う。
- ③ 年間を通して朝、昼休み、下校時等において生徒の見守り活動を行い、いじめの兆候を見逃さず、適宜チャンス相談を実施する。

※暴力行為や中傷発言、嫌がらせを見た場合は、その場ですぐにやめさせる。生徒の安全を確保した上で直ちにいじめ防止等対策委員会に報告する。

(2) 各種アンケート等による状況把握。

*生徒の命や人権等に関わる内容は直ちにいじめ防止等対策委員会に報告する。

- ① 「いじめアンケート」を毎月実施する。記述方法については、いじめの被害、加害の他に、今の自分の心の状態を表情（顔マーク）で表すなど、回答しやすい工夫をする。質問項目については、国の基本方針に則った項目とする。「週の振り返り」は自由記述欄を設けて生徒が困っていることなどを書けるようにする。安心して書くことができるように机の配置、回収方法などに細かく配慮する。アンケートの回答内容については、2人以上の職員が目を通し、些細なことでも記載されている場合は、その日のうちに事情の聞き取りを行う。

*複数の職員で内容を確認する。

*いじめに関わった生徒が記載されているなど、即時対応できるものはいじめ防止等対策委員会と連携して対応する。

*長期休業前教育相談で困っていること、心配なことはないかを確認する。

*アンケート結果を集計票に入力し、その結果を以後のいじめ防止等のための活動に反映させる。

- ② 健康観察アプリを用いた毎日の健康チェックで気分の報告、定期的に行うメンタルヘルスチェックから生徒の心身の状態を把握する。
- ③ 授業評価アンケートおよび学校生活アンケート（学校評価アンケート）を年2回（7月、12月）実施し、前向きな学校生活を送っているかどうかを確認する。
- ④ 定期教育相談を年2回（5月、10・11月）実施する。教育相談用アンケートを事前に記入させ、悩みや不安を丁寧に聞き取り、学級担任との信頼関係を構築する。

*複数の職員で内容を確認する。

(3) こまめな生徒情報の収集及び共有に努める。

- ① 毎朝の企画委員会、毎週1回の生徒指導部会や学年部会、毎朝の学年部打ち合わせにおいて、生徒の情報交換と対応協議を行う。
- ② 日々の生徒指導に関わる情報を、関係した職員が「**グーグルドライブの「生徒情報」**」に載せる。その内容を、全職員が出勤時に前日の内容を、退勤時に当日の内容を、というように**必ず1日1回は確認し、共有するとともに組織的に対応する**。
- ③ 年度初めに「生徒理解の会」を実施する。前年度までの生活状況やいじめに関わる加害・傍観、被害等、在籍生徒の情報について新任職員が確実に把握できるようにすることで、全職員で積極的な生徒指導と組織的な対応の推進を図る。

(4) 家庭との連携を図る。

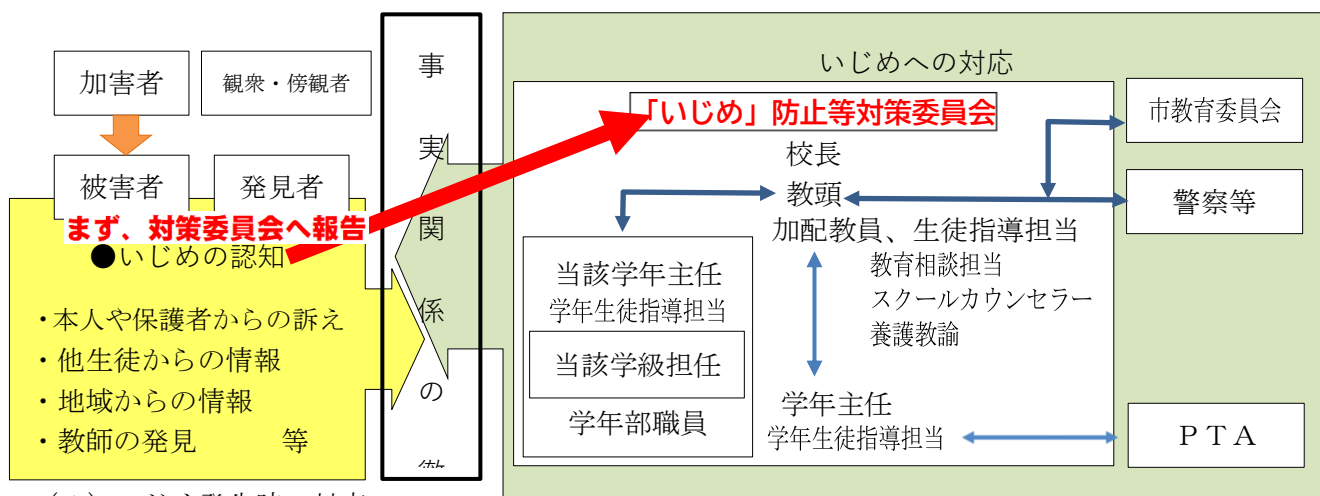
- ① 欠席1日目：電話連絡、2日目：電話連絡または家庭訪問によって具体的な状況を把握、3日目：家庭訪問で面談を確実に行う。ただし、欠席の要因が「いじめ」である疑いがある場合は、即時対応する。
- ② 保護者との連絡を密にし、情報収集を図る。必要に応じて家庭訪問を行ったり、来校いただいってお話を伺ったりする。
- ③ 期末PTA個別面談、学級懇談会で情報収集を図る。

(5) 地域（春日地域青少年育成会議、学校運営協議会）との連携、情報交換の場の設定。

(6) 関係機関との連携を図る。

- ・上越市教育委員会、JAST、すこやかなくらし包括支援センター、児童相談所、上越警察署生活安全課等と情報交換を図る。

3 即時対応の取組



(1) いじめ発生時の対応

- ① 暴力行為や誹謗中傷する発言、嫌がらせ行為等を確認した場合は、その場ですぐに止めさせ被害生徒を守る。被害生徒の安全確保の後、直ちに「いじめ」防止等対策委員会に報告をする。その後、対策委員会から指示を受けて複数の職員で当事者及び周りの生徒から状況の確認を行う。
- ② いじめの訴え（いじめと疑われる行為の報告）を確認した者は、直ちに対策委員会へ報告し、対応の方法を協議する。
- ③ 生徒指導主事は、把握した事実と対応案を直ちに校長及び教頭へ報告する。
- ④ 教頭は、重大事態になる可能性がある場合について、直ちに市教育委員会へ事実を報告し、対応について指導を受ける。
- ⑤ 校長の指導の下、いじめ防止等対策委員を招集し、対応の方針と役割分担を確認する。
- ⑥ 被害生徒を確実に守る立場に立ち、いじめ認知後、当日中にいじめ防止等対策委員会の対応について被害生徒及びその保護者と相談し、意向を尊重しながら慎重に対応する。
- ⑦ 必要に応じ、市教育委員会の指導の下、警察と連携して対応する。
- ⑧ いじめ防止等対策委員会での協議内容について、全教職員へ周知する。

- ⑨ 事実確認及び指導等は複数で当たり、加害生徒及び観衆や傍観者になっていた生徒については、その生徒が抱えている問題とその心に寄り添いつつも、理由の如何を問わず「いじめ」は許されない行為であること理解させ、被害者へ謝罪する心情になるまで根気強く指導する。ただし、謝罪の場を設けるかどうか、どのように行うかは被害者の意向状況を十分に配慮する。また、指導や対応の経過を時系列で記録する。
- ⑩ 再発防止に向けて、必要に応じてPTA役員の協力を得て学級または学年PTAを開催したり、たより等で現状を報告したりする。
- ⑪ いじめに当たると判断した場合でも、好意から行った行為が意図せずに相手側に心身の苦痛を感じさせてしまった場合等は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も可能である。ただし、この場合も法が定義するいじめに該当するため、いじめ防止等対策委員会への報告は必要である。

(2) 重大事態の定義と発生時の対応

＜重大事態とは＞

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(生徒が自殺を企てた場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合、いじめをきっかけに不登校に陥った場合等)
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(相当の期間とは年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。)
- ③ その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。

※「いじめの防止等のための基本的な方針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」
(平成29年3月文部科学省)より

＜発生時の対応＞

直ちに市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

- ① 学校が調査主体となった場合の対応
- ア 「いじめ防止等対策委員会」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
- イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- オ 校長が必要と判断した場合、警察等の関係機関との連携を図る。
- カ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- ② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応
- 設置者の調査に必要な資料の提供など、調査に協力する。

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告等にあたる。

4 「いじめ」防止のための年間指導計画

月	教職員	生徒	保護者・地域
4	○学校いじめ防止基本方針の検討と共通理解① ○いじめ対策委員会(生徒指導部会)の開催(毎週1回) ○生徒の情報の共有と指導(通年・ グーグルドライブの「生徒情報」 の活用) ○生徒の見守り体制の充実(通年)	○いじめ見逃しゼロに向けた学校づくりの決意(通年) ○いじめアンケート(毎月末) ○生徒心得の内容理解 ○学級の組織とルールづくり ○生徒の自浄能力を高める生徒会活動(生活向上運動等) ○地域貢献活動(随時)	○いじめ見逃しゼロ県民運動の周知(通年) ○いじめ防止対策の説明と啓発活動(入学式、PTA総会、学年PTA等)

	○生徒理解の会①、②		
5	○中学校区「かかわり部会」 社会性育成計画の立案 ○いじめ対策委員会 ○生徒の情報の共有と指導 ○生徒の見守り体制の充実	○定期教育相談① ○第1章「体育祭」に向けての取組	○体育祭参加（保護者、地域住民） ○学校運営協議会、青少年育成会議との連携
6	○いじめ対策委員会 ○生徒の情報の共有と指導 ○生徒の見守り体制の充実	○地区大会前部活動優先期 ○人権教育、同和教育授業①	○下校時の生徒観察および商店への挨拶回り（PTA）
7	○教職員用学校評価① ○いじめ対策委員会 ○生徒の情報の共有と指導 ○生徒の見守り体制の充実	○生徒用学校評価①	○保護者用学校評価①
8	○学校評価検討① ○中学校区全体研修会		
9	○いじめ対策委員会 ○生徒の情報の共有と指導 ○生徒の見守り体制の充実	○第2章：「合唱祭」に向けての取組 ○「いじめ見逃しゼロ標語」作成	○さわやかあいさつ運動（育成会議・小・中・PTA 連携）
10	○いじめ対策委員会 ○生徒の情報の共有と指導 ○生徒の見守り体制の充実	○定期教育相談② ○第3章：「いじめ見逃しゼロスクール集会」に向けての取組	○PTA 親子ミニ運動会（1年）
11	○いじめ対策委員会 ○生徒の情報の共有と指導 ○生徒の見守り体制の充実	○いじめ見逃しゼロ強調月間 ○人権教育、同和教育授業② ○中学校区いじめ見逃しゼロスクール集会（中学校区開催）	○PTA 親子レク（2年） ○中学校区いじめゼロスクール集会公開
12	○いじめ防止基本方針の検討② ○いじめ防止基本方針の指導内容の評価（PDCA） ○教職員用学校評価② ○いじめ対策委員会 ○生徒の情報の共有と指導 ○生徒の見守り体制の充実	○生徒用学校評価② ○情報モラル学習会②	○保護者用学校評価②
1	○学校評価検討② ○いじめ対策委員会 ○生徒の情報の共有と指導 ○生徒の見守り体制の充実	○第4章：「卒業式」に向けての取組 ○スキー授業 （1年生：主体的に活躍する場）	
2	○中学校区「かかわり部会」 小中合同研修会 ○いじめ対策委員会 ○生徒の情報の共有と指導 ○生徒の見守り体制の充実		○学校運営協議会、青少年育成会議との連携
3	○いじめ対策委員会 ○生徒の情報の共有と指導 ○生徒の見守り体制の充実	○卒業式（春日プライドの継承） ○修学旅行（春日を背負う覚悟と意識の涵養） （○小6 授業体験）	○学年 PTA 親子美化活動

参考資料

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 6 月 28 日公布 抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

「春日中学校区 いじめ見逃しゼロスクール集会 群唱」

私たちは 過去に学び 春日の 安心・安全を守り続けます。

そのために 目標・目的達成を目指して 努力します。 当たり前のことを ていねいに行います。

善悪を 正しく判断する力を 身につけます。 凛とした態度で 集会に臨みます。

地域を思う気持ちを 貢献活動に込めます。 頑張っている仲間の 成功と幸せを 願います。

心を鍛え いじめの雰囲気を作りません！ 心の目を磨き いじめを見逃しません！

私たちは いじめを 絶対に許しません！！ これらのことを 先輩は 自分たちの姿で後輩に伝え、

後輩は 先輩の姿から学び 自分たちの後輩に 受け継いでいきます。

これが 私たちの「春日プライド」です。